

国立大学法人群馬大学医学部附属病院医療事故調査委員会規程

平成 27. 7. 1 制定

(設 置)

第 1 条 学長の下に、医学部附属病院医療事故調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任 務)

第 2 条 委員会は、医学部附属病院における腹腔鏡下肝切除術等の事故（以下「医療事故等」という。）に関連した諸問題を踏まえ、再発防止のために医療事故等の事実関係を調査確認するとともに原因を究明し、その改善策について審議し、学長に報告を行う。

(構 成)

第 3 条 委員会委員は、学長が委嘱する外部有識者 8 人以内をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会 議)

第 4 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(調 査)

第 5 条 委員会は、医療事故等の事実関係を調査確認するために、外部に委託することができる。

(事 務)

第 6 条 委員会の事務は、総務部総務課の協力を得て、昭和地区事務部において処理する。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

(雑 則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。